

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、遠軽町防災会議が作成する計画であり、遠軽町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関（遠軽町、遠軽町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、自衛隊、北海道、警察、消防、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等をいう。以下同じ。）が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期すことを目的とする。

- 1 防災関係機関が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

遠軽町地域防災計画は本編と資料編をもって構成する。

ただし、本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく遠軽町水防計画とも調整を図るものとする。

第3節 用語

この計画において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
町（長）	遠軽町（長）
本部（長）	遠軽町災害対策本部（長）
町防災会議	遠軽町防災会議
町防災計画	遠軽町地域防災計画
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第4節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、計画の部分的な修正についても同様とする。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、防災関係機関が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関等の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
網走開発建設部 (遠軽開発事務所) (北見農業事務所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害対策用機材等の支援に関すること。 (3) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (4) 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること。 (5) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (6) 国営農業用施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
北海道農政事務所 (北見地域センター)	(1) 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。 (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を提供する等、必要な措置を行う。
網走西部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置適正化と施業合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山に関すること。 (3) 林野火災の予防対策に関すること。 (4) 町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
網走地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 (3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報、警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるように努めること。 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 (5) 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 (7) 町やその他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
北海道総合通信局	(1) 被災における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行う。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
北見公共職業安定所 遠軽出張所	(1) 被災地域における労働力の確保に関すること。 (2) 被災離職者の職業相談に関すること。

2 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第25普通科連隊	(1) 災害派遣要請権者の要請又は自主的な部隊等の派遣に関すること。 (2) 災害派遣部隊による被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助活動、水防活動、消防活動、応急医療・救護及び防疫、人員及び物資の緊急輸送並びに炊飯支援及び給水支援に関すること。

3 北海道

機関名	事務又は業務
オホーツク総合振興局	(1) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (2) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (3) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施支援並びに総合調整に関すること。 (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (5) 災害救助法の適用及び救助の実施指導に関すること。
網走建設管理部 遠軽出張所	(1) 水防技術の指導に関すること。 (2) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関すること。 (3) 被災地の交通情報の収集に関すること。 (4) 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策に関すること。
網走農業改良普及センター遠軽支所	(1) 被災農作物、家畜の防疫及び伝染病予防対策に関すること。 (2) 被災農作物の技術指導に関すること。
オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所	(1) 被災林野の病虫害異常発生の防疫対策に関すること。 (2) 被災林野の復旧技術指導に関すること。 (3) 林野火災の予消防に関すること。
オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室	(1) 災害時の応急医療、給水、防疫、感染症対策、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品及び衛生材料等の需給に関すること。
オホーツク教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

4 北海道警察

機関名	事務又は業務
北海道警察北見方面 遠軽警察署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

5 遠軽町

機関名	事務又は業務
遠軽町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議の事務に関する事。 (2) 本部の設置及び組織の運営に関する事。 (3) 被災者に対する給水、給食及び諸物資の供給に関する事。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。 (5) 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 (6) 防災思想の普及及び啓発に関する事。 (7) 防災組織の整備及び防災用資機材の備蓄に関する事。 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関する事。 (9) 災害の予防と拡大の防止に関する事。 (10) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関する事。 (11) 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。 (12) 災害時の交通及び輸送の確保に関する事。 (13) 避難の勧告、指示又は避難準備情報に関する事。 (14) 災害時における保健衛生対策に関する事。 (15) 要配慮者の擁護に関する事。 (16) 自主防災組織の充実にに関する事。 (17) 住民の自発的な防災活動の促進に関する事。 (18) 災害ボランティアの受け入れに関する事。
遠軽町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関する事。 (2) 避難等に係る公立学校施設の使用に関する事。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。

6 消防

機関名	事務又は業務
遠軽地区広域組合消防本部・消防署・遠軽町消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における人命救助、財産保護、消防及び水防活動に関する事。 (2) 災害時における住民の避難誘導に関する事。 (3) 町が行う災害対策への協力に関する事。

7 指定公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社 遠軽郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する事 と。 (2) 郵便の非常取扱いに関する事 と。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事 と。
北海道旅客鉄道株式 会社遠軽駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関する事 と。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送支援に関する事 と。
東日本電信電話株式 会社北海道事業部	(1) 気象官署からの警報伝達に関する事 と。 (2) 非常及び緊急通信の取扱い、電報電話の利用制限の実施及び重要通信 の確保に関する事 と。
北海道電力株式会社 送配電カンパニー遠 軽ネットワークセン ター・旭川水力セン ター遠軽土木課	(1) 電力供給施設の防災対策に関する事 と。 (2) 災害時における電力の円滑供給の実施に関する事 と。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関する事 と。
日本赤十字社北海道 支部遠軽分区	(1) 医療、助産、死体処理等の救助業務の実施に関する事 と。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整に 関する事 と。 (3) 災害義援金募集（配分）委員会の運営に関する事 と。
遠軽町赤十字奉仕団	(1) 災害時における救援活動等の協力に関する事 と。 (2) 被災者に対する食料配給の実施に関する事 と。

8 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
遠軽医師会	(1) 災害時における救急医療の協力に関する事 と。 (2) 災害時における医療関係機関との連絡調整に関する事 と。
北見歯科医師会遠軽 歯科医師団	(1) 災害時における歯科医療の協力に関する事 と。 (2) 災害時における歯科医療関係機関との連絡調整に関する事 と。
一般社団法人北海道 薬剤師会遠軽支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給に関する事 と。
社団法人北海道獣医 師会オホーツク支部 遠軽班	(1) 災害時における飼養動物の対応に関する事 と。
北見地区バス協会及 び（社）北見地区ト ラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送の支 援に関する事 と。 (2) 災害時における復旧資材の輸送協力に関する事 と。
遠軽町社会福祉協議 会	(1) 要配慮者の支援に関する事 と。 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事 と。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
えんゆう農業協同組合（町内各支所）	（１）共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 （２）被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること。 （３）共済金支払いの手續に関すること。 （４）町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
遠軽地区森林組合	（１）共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 （２）被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること。 （３）共済金支払いの手續に関すること。 （４）町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
遠軽商工会議所・えんがる商工会	（１）災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材確保の協力に関すること。
自治会	（１）自治会内住民に対する災害に関する情報の伝達に関すること。 （２）自治会内において発生した災害情報の通報に関すること。 （３）町が行う災害対策への協力に関すること。
一般病院・診療所	（１）災害時における救急医療及び防疫対策についての協力に関すること。
運送事業者	（１）災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	（１）災害時における危険物の保安に関すること。
電気通信事業者	（１）災害時における電気通信の確保に関すること。
遠軽町民生委員児童委員協議会	（１）要配慮者に係る情報の把握及び共有に関すること。 （２）避難行動要支援者の支援に関すること。

第6節 住民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人一人や事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第1 住民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 最低3日分、推定1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業者の責務

従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町は、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区と町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域の防災体制の充実を図るものとする。

第2章 遠軽町の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

本町は、網走支庁管内のほぼ中央部に位置し、東経143度00分から143度35分、北緯43度41分から44度06分の間であり、東西47km、南北46kmの範囲で、面積は1,332.45km²である。

町の東南方向は北見市、北から東方向は湧別町・佐呂間町、北西方向は紋別市・滝上町、西方向は上川町に接する。

第2 地形

本町の地形は、周囲を山林に囲まれ、南西部には大雪山系の険しい山々がそびえ、南西部から北東側のオホーツク海に向かい、湧別川や生田原川に沿って平野部が広がり、そこに市街地が形成されている。また、生田原地域と白滝地域からオホーツク海に向かって、それぞれなだらかに低くなっている。

第3 地質と土性

本町は、北見山地を刻んで流れる湧別川の中・上流域とその支流生田原川の流域に位置している。川沿いには河成段丘が広く発達し、盆地～谷底平野を形づくっている。段丘や扇状地、沖積層はおもに砂れきからなっている。

湧別川源流部の稜線には天狗岳などの第四紀火山がみられる。湧別川上流域の白滝から丸瀬布にかけての山地は、砂岩泥岩を主体とする古第三紀～白亜紀の付加体（日高累層群）とそれを貫く花崗岩類からなっており、これを覆って新第三紀の堆積岩類や火山岩類が分布する。丸瀬布南部から生田原、遠軽西方の山地は、新第三紀の激しい火山活動の場であり、おもに新第三紀の海成～湖成堆積岩類や火山岩・火山砕屑岩類からなる。また、武利川の流域には広く新第三紀～第四紀の溶結凝灰岩が分布する。遠軽付近の山地や段丘堆積物の基盤はおもに砂岩泥岩からなる古第三紀の付加体（湧別層群）からなっている。新第三紀火山岩類（溶岩）の周辺や同堆積岩類・火山砕屑岩の分布地域には、地すべり地形が多い。

第4 気象

本町は、オホーツク海の20km内陸側から大雪山系の北東部側にかけて位置し、内陸部では大陸性気候で寒暖の差が激しく、山間部は積雪量が多いが、平野部はオホーツク海型気候地域としての特色をもち、年間降水量は1,000mmを超えることは少なく、年間を通じて降雨、降雪は少ない。オホーツク海は夏期でも海水温が10～15℃と低く、オホーツク海高気圧が明瞭になりこの地域もオホーツク海高気圧の影響下に入り、冷涼な気候になることが多い。

平野部では、4月初めには根雪（長期積雪）も消え、4月末からは強風やフェーン現象による高温・空気の乾燥などによって、畑作地帯の強風害や野火の発生が多くなる。

5月下旬からはオホーツク海に冷たい高気圧が停滞し、肌寒い曇りや霧雨等の天気が続くことがあり、また、高気圧に覆われた朝は、霜が降りやすく、6月に入ってから遅霜により農作物に被害がでることもある。

7月に入ると、オホーツク海の冷たい高気圧も次第に弱まって、太平洋の暖かい高気圧が本州を覆うようになり、町内も7月半ば過ぎから夏らしい日が現れてくる。太平洋高気圧の勢力の強い年は、本州並みの暑さとなるが、オホーツク海の冷たい高気圧が8月になっても現れ低温が続く、冷害に結びつくこともある。また、この時期は雷が発生し局地的に強い雨が降ることも多く、8月の降水量は一年のうちで最も多くなっている。

9月に入ると天気は変わりやすく、時には台風の接近や前線の活動が活発となって暴風や大雨となることがあるため、9月の降水量は8月に次いで多くなっている。9月下旬から10月にかけては移動性高気圧が次々に通り、一年のうちで最も天気の良い時期となるが、10月半ばを過ぎると近くの山が雪化粧をはじめ、平地でも10月末から11月初めには初雪が降る。

12月に入ると西高東低の冬型の気圧配置となる日が増えて、本格的な寒さの訪れと共に根雪（長期積雪）となる。

1月から2月は、冬型の気圧配置が強まるが、地形の影響で、季節風が西から吹いてくる時は比較的晴れて降雪量も少なく、北から吹いてくる時は雪が降りやすく、ときには大雪となることもある。

遠軽町の気象状況

(遠軽地域気象観測所データ)

年次	気温 (°C)			年降水総量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	年平均風速 (m/s)
	年平均	年最高	年最低				
平成元年	6.5	34.3	-21.4	832	52]	2,165.4	1.9
2	7.1	34.8	-25.4	780	68	682.5]	1.9
3	6.4	31.9	-23.5	696]	59	1,508.2	2.0
4	5.5	31.0	-23.4	985	89]	1,434.1	1.9
5	5.4	33.1	-20.6	772	93]	1,466.2	2.0
6	6.4	36.1	-24.3	767	78	1,717.1	2.2
7	6.2	33.7	-22.2	1,006	93	1,473.5	1.9
8	6.1]	31.8	-23.4]	688]	65]	1,473.6]	2.0]
9	6.1	35.1	-23.4	707	103]	1,565.9	1.5
10	5.7	31.9	-26.8	1,047	46	1,596.8	1.4
11	6.3	35.6	-23.9	620	57	1,619.7	1.5
12	5.6	36.6	-28.0	1,055	132	1,483.2	1.3
13	5.0	31.3	-25.6	1,000	59	1,539.6	1.4
14	5.8	33.0	-23.7	905	88	1,504.6	1.4
15	5.6	32.2	-24.8	561	90	1,575.7	1.3
16	6.7	36.0	-22.0	895	156	1,543.3	1.5
17	6.0	33.2	-25.1	718	77	1,575.9	1.3
18	6.2	34.1	-25.1	1,187	75	1,542.7	1.4
19	5.9	34.1	-22.3	619	104	1,552.8	1.3
20	6.1	31.9	-27.1	550.0	75	1,766.1	1.5
21	6.1	31.4	-21.7	1,009	91	1,643.1	1.5
22	6.8	35.3	-25.8	773	91	1,653.0	1.5
23	6.0	33.1	-25.1	963	83	1,747.8	1.4
24	5.8	34.2	-26.7	1,099	77	1,581.0	1.3
25	6.2	32.9	-25.1	1,002	90	1,672.5	1.5
26	6.0	36.9	-25.4	838	112	1,839.1	1.4
27	6.6	34.0	-26.6	1,010	111	1,706.8	1.4
28	5.8	34.1	-24.7	1,166	109	1,738.6	1.4
29	5.9	36.3	-24.5	725	93	1,674.2	1.3
30	6.1	34.9	-23.8	963	90	1,720.4	1.3

※] は、統計値を求める対象となる資料が許容する範囲を超えて欠けており、合計・極値に関する統計処理は可能だが、平均に関する統計処理はできないなど、十分な信頼性を保証できない値（資料不足値）

(白滝地域気象観測所データ)

年次	気温 (°C)			年降水総量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	年平均風速 (m/s)
	年平均	年最高	年最低				
平成元年	5.8	35.3]	-26.6	779	51	910.4]	1.4
2	6.3	32.5	-28.7	864	60	1,424.0	1.3
3	5.5	29.1	-28.7	753	79	1,295.3	1.3
4	4.9	29.8	-25.6	1,007	52	1,206.4	1.5
5	5.4]	29.6	-16.8]	750]	99	1,393.2]	2.8]
6	5.4	31.6	-21.4	973	101	1,574.8	2.7
7	4.8	28.9	-18.8	980	113	1,423.5	2.4
8	3.5	29.0	-20.4	832	90	1,356.1	2.7
9	4.4	31.2	-19.5	691	73	1,524.0	2.6
10	4.1]	28.3	-22.6	1,039	56	1,561.7	2.7
11	5.4	32.1	-21.4	837	80	1,552.9	2.6
12	4.9	33.6	-23.9	1,007	67]	1,492.1	2.2]
13	4.2	28.8	-22.2	950	79	1,511.5	2.4
14	5.0	30.8	-19.4	833	111	1,399.9	2.4
15	5.0	30.0	-24.2	639	83	1,546.8	2.2
16	5.6	32.0	-17.6	1,030	114	1,481.1	2.2
17	4.9	30.5	-21.9	804	70]	1,501.3	2.0
18	5.3	29.9	-19.7	1,072	92	1,510.4	2.0
19	5.0	32.7	-18.0	690	76	1,635.7	2.0
20	5.4	29.8	-22.9	640	66	1,670.7	1.8
21	5.1	29.4	-17.8	835	89]	1,457.3	1.9
22	5.5	30.6	-21.3	804	72	1,515.2	2.2
23	5.0	29.6	-19.2	1,071	81	1,617.7	2.1
24	4.7	30.5	-21.6	984	71	1,528.5	2.0
25	4.9	30.5	-20.2	798	102	1,563.5	2.2
26	5.0	33.4	-20.8	865	96	1,763.2	2.4
27	5.6	30.5	-21.7	798	120	1,696.4	2.3
28	4.9	31.6	-20.0	1,121	128	1,592.2	2.4
29	5.2	34.0	-21.0	708	78	1,584.3	2.4
30	5.5	33.0	-18.8	1,055	91	1,595.8	2.4

※] は、統計値を求める対象となる資料が許容する範囲を超えて欠けており、合計・極値に関する統計処理は可能だが、平均に関する統計処理はできないなど、十分な信頼性を保証できない値（資料不足値）

(生田原地域気象観測所データ)

年次	気温 (°C)			年降水総量 (mm)	日照時間 (時間)	年平均風速 (m/s)
	年平均	年最高	年最低			
平成元年	5.9	33.3	-23.6	694	1,667.8	2.4
2	6.3	33.4]	-28.0	810	1,620.7	2.3
3	5.7	31.1	-26.6	565	1,601.3	2.3
4	4.8	30.5	-24.8	875	1,548.0	2.3
5	4.6	32.4	-22.6	722	1,507.1	2.3
6	5.5	34.8	-26.0	863	1,601.8	2.5
7	5.4	32.3	-24.2	942	1,354.2	2.4
8	4.4	31.0	-24.7	638	1,443.8	2.4
9	5.4	33.8	-22.9	687	1,659.2	2.4
10	5.1	31.2	-26.9	923	1,761.0	2.4
11	5.6	34.1	-24.4	567	1,825.8	2.4
12	5.0	35.4]	-29.2	906	1,658.6	2.3
13	4.4	30.7	-26.7	961	1,728.7	2.4
14	5.1	30.9	-24.6	819	1,609.4	2.4
15	4.8	30.7	-25.9	554	1,516.6	2.4
16	5.9	34.8	-22.6	736	1,467.0	2.4
17	5.2	32.8	-27.6	699	1,518.5	2.4
18	5.6	32.5	-24.6	1,056	1,494.1	2.5
19	5.2	32.3	-23.2	619	1,538.3	1.3
20	5.5	31.3	-27.7	559	1,606.7	2.3
21	5.2	31.4	-22.1	899	1,556.6	2.1
22	6.0	35.9	-29.2	790	1,688.4	1.8
23	5.3	32.6	-28.4	892	1,722.6	1.6]
24	5.1	33.5	-28.7	1,006	1,592.5	1.7
25	5.4	31.6	-27.9	908	1,667.0	1.8
26	5.3	36.4	-29.1	771	1,873.7	1.8
27	5.9	34.4	-29.6	892	1,731.9	1.7
28	5.2	32.6	-28.9	1,249	1,766.1	1.7
29	5.2	35.8	-27.1	734	1,687.0	1.6]
30	5.5	34.8	-26.8	1,026	1,728.9	1.5

※雪の観測なし

※] は、統計値を求める対象となる資料が許容する範囲を超えて欠けており、合計・極値に関する統計処理は可能だが、平均に関する統計処理はできないなど、十分な信頼性を保証できない値（資料不足値）

(丸瀬布地域雨量観測所データ)

年次	年降水総量 (mm)
平成元年	797
2	903
3	710
4	1,018
5	744
6	783]
7	1,057
8	735
9	680
10	1,112
11	662
12	1,122
13	999
14	840
15	555
16	959
17	839
18	1,180
19	644
20	571
21	942
22	880
23	950
24	1,111
25	1,029
26	881
27	1,002
28	1,202
29	799
30	1,082

※雨量観測のみ

※] は、統計値を求める対象となる資料が許容する範囲を超えて欠けており、合計・極値に関する統計処理は可能だが、平均に関する統計処理はできないなど、十分な信頼性を保証できない値（資料不足値）

遠軽町の気象（平成30年）

（遠軽地域気象観測所のデータ）

月	気温（℃）			日照時間 （時間）	月平均風 速（m/s）	月最大風速		月降水量 （mm）	最深積雪 （cm）
	月平均	月最高	月最低			風速	風向		
1月	-7.1	4.6	-22.3	97.6	1.1)	6.8)	西南西	97.6	53
2月	-9.6	4.5	-23.8	131.9	1.1)	6.5)	南西	131.9	90
3月	-0.9	20.0	-17.9	151.4	1.6)	8.4)	西	151.4	76
4月	5.9	26.5	-5.3	208.8	1.7	7.7)	西南西	208.8	13
5月	10.2	30.1	-1.3	154.5	1.2	6.6	北西	154.5	0
6月	14.1	31.1	3.0	142.6	1.4	7.8	南	142.6	0
7月	18.5	34.9	7.5	153.0	1.2	5.4	北西	153.0	0
8月	18.2	32.8	9.1	133.7	1.2	5.5	北西	133.7	0
9月	15.8	30.8	3.8	175.5	1.2	6.8	南	175.5	0
10月	9.7	22.0	-1.5	140.5	1.2	7.8	西	140.5	0
11月	3.5	20.0	-7.7	110.1	1.2	6.9	西	110.1	1
12月	-4.7	12.4	-18.0	120.8	1.4)	8.0)	北西	120.8	13

（白滝地域気象観測所のデータ）

月	気温（℃）			日照時間 （時間）	月平均風 速（m/s）	月最大風速		月降水量 （mm）	最深積 雪（cm）
	月平均	月最高	月最低			風速	風向		
1月	-6.4	3.5	-15.9	77.3	2.3	9.2	西北西	39.5	76)
2月	-8.3	2.3	-18.8	92.3	2.3)	8.4]	東北東	16.5	72
3月	-1.4)	17.4)	-13.8	151.9	3.1)	8.5)	西	75.0	91
4月	4.7	22.6	-6.0	204.3	2.9	9.0	東南東	14.5	12
5月	10.0	27.4	-1.1	172.5	2.6	11.6	東北東	78.0	0
6月	13.5	28.1	1.4	149.1	2.2	10.2	南	119.0	0
7月	18.3	33.0	5.1	163.2	2.2	8.3	北東	256.0	0
8月	16.9	27.8	8.2	125.8	2.2	7.9	北東	233.0	0
9月	14.1	26.8	3.0	171.3	1.8	20.1	南東	19.5	0
10月	8.2	19.1	-2.1	137.8	1.9	8.6	北北東	118.5	0
11月	1.8	14.5	-11.1	86.2	2.3	8.3	西	45.0	11
12月	-5.5	12.3	-13.8	64.1	2.6)	10.0)	西	40.5	29

（生田原地域気象観測所のデータ）

月	気温（℃）			日照時間 （時間）	月平均風 速（m/s）	月最大風速		月降水量 （mm）
	月平均	月最高	月最低			風速	風向	
1月	-8.5	4.7	-24.3	104.5	1.3)	11.2)	西南西	
2月	-10.8	3.6	-26.8	134.5	1.4)	7.7)	西南西	
3月	-1.6	18.6	-21.7	152.1	2.0	9.7	西	
4月	5.4	28.2	-5.6	211.5	2.0	9.9	西北西	
5月	10.3	30.3	-2.5	152.1	1.5	7.3	南西	
6月	14.2	32.0	3.1	151.4	1.7	8.9	南	
7月	18.7	34.8	7.0	148.8	1.4	7.7	西南西	
8月	17.9	32.3	7.8	126.6	1.4	7.0	西南西	
9月	15.2	29.1	2.0	167.9	1.3	8.9	南南東	
10月	8.9	21.7	-2.6	142.0	1.3	8.7	南	
11月	2.4	19.8	-11.5	112.1	1.4)	8.4	南	
12月	-5.7	11.2	-19.0	125.4	1.7)	8.4	西北西	

(丸瀬布地域雨量観測所のデータ)

月	月降水量 (mm)
1月	29.5
2月	30.0)
3月	49.5
4月	13.5
5月	100.5
6月	133.0
7月	267.0
8月	274.0
9月	15.0
10月	113.0
11月	22.5
12月	34.5

※) は統計値を求める対象となる資料の一部が欠けているが、その数が許容する範囲内である値

※] は、統計値を求める対象となる資料が許容する範囲を超えて欠けており、合計・極値に関する統計処理は可能だが、平均に関する統計処理はできないなど、十分な信頼性を保証できない値(資料不足値)

第2節 災害履歴

本町に被害のあった災害で平成元年度以降の主なものは、次のとおりである。

年 月 日	種 類	主な被害地域	被害状況
平成元年5月	豪雨	遠 軽	町内14箇所に表土流失などの被害
平成2年1月	火事	遠 軽	岩見通商店、けが人2人、建物3棟に被害
平成3年5月	火事	遠 軽	2条通、ガスボンベの膨張爆発、負傷者6人
平成3年5月	火事	遠 軽	向遠軽、会社ボイラー棟など建物2棟半焼
平成4年7月	豪雨	遠 軽	町内11箇所に被害。床下浸水、道路決壊など。
平成4年8月9日	豪雨	遠 軽	町内46箇所に被害。床下浸水、道路決壊など。
		生田原	河川のはん濫等による被害。畑流失及び冠水2.7haなど。
		丸瀬布	床下浸水1戸、12河川・10路線にはん濫浸食、先堀等被害、いこいの森等公共施設4件に被害
平成4年9月	豪雨	遠 軽	農業被害畑流失など640a、床下浸水2箇所(学田方面)
		生田原	河川のはん濫等による被害。畑流失3.3ha、畑冠水4.9haなど。
平成6年9月	豪雨	遠 軽	町内土木被害16件 道路冠水、畑流失など。
		生田原	河川のはん濫等による被害。畑流失1.2ha、畑冠水21箇所など。
平成7年11月24日	火事	丸瀬布	丸瀬布元町、乾燥工場1棟部分焼、負傷者2人
平成8年12月	火事	遠 軽	宮前町、民家1棟全焼、焼死者1人、負傷者1人
平成9年7月13日	火事	丸瀬布	丸瀬布新町、住宅1棟全焼、負傷者1人
平成9年8月1日	火事	丸瀬布	丸瀬布水谷町、乾燥工場1棟全焼、負傷者1人
平成10年7月25日	豪雨	遠 軽	農業被害 畑流失など3ha、農業施設3件、土木被害14件等
		丸瀬布	床下浸水1戸、2河川・11路線に積ブロック倒壊、先堀等被害
平成10年8月28日	豪雨	遠 軽	寿町、床下浸水2棟の被害
平成10年9月16日	台風第5号による豪雨	遠 軽	床下浸水30棟、農業・土木被害額246,392千円
		生田原	床下浸水6棟、畑の流失8.6ha他 被害額209,357千円
		丸瀬布	8河川・3路線・4橋梁に護岸決壊、道路浸食、橋梁決壊等被害
平成12年2月14日	火事	白 滝	寄宿舎全焼 負傷者1人
平成12年9月2日～3日	豪雨	遠 軽	台風第12号による豪雨により、農業被害3ha、土木被害4件 被害額5,600千円
平成13年7月24日	豪雨	遠 軽	床下浸水8棟、農業被害0.7ha、林業被害2件 被害額3,410千円
		生田原	床上浸水2棟、床下浸水4棟
		丸瀬布	4河川に護岸浸食、土砂堆積等の被害、飲雑用水道施設2箇所被害
平成13年9月9日～12日	秋雨前線及び台風第15号による豪雨	遠 軽	床下浸水4棟、農業被害4.6ha、土木被害38件、林業被害2件 被害額86,569千円
		生田原	畑の流失1.22ha他 被害額91,600千円
		丸瀬布	1河川・3路線・1橋梁に浸食、積ブロックの決壊、先堀、取付道路の流失、路面浸水、橋台護床部先堀等被害

月 日	種 類	主な被害地域	被害状況
平成 16 年 1 月 13 日 ～16 日	大雪	遠 軽	4 日間の吹雪で記録的な大雪となり、北見バス、JR 北海道など全面運休、自衛隊の派遣要請 最深積雪 1 5 6 cm 住宅一部破損 2 棟、営農施設等被害 8 3 件、 公共施設被害 4 棟 被害額 144,735 千円
		生田原	暴風雪による被害 営農施設のうち D 型ハウス全壊 13 棟
		丸瀬布	農業共同利用施設 4 棟、営農施設 2 2 棟、工場施設 3 棟に積雪による屋根の崩落等の被害 被害額 60,500 千円
		白 滝	営農施設 1 0 棟 被害額 30,000 千円
平成 16 年 9 月 8 日	台風第 18 号 による強風	遠 軽	住宅一部破損等 8 9 棟、倉庫、物置、車庫の破損等 1 5 1 棟、農作物被害 畑、採草地 3. 3 ha、公共施設被害 6 0 棟 被害額 104,515 千円
		生田原	営農施設 被害額 5,320 千円、公共施設被害、倒木被害など
		丸瀬布	住宅一部破損 1 3 棟、物置等全壊 6 棟・半壊 1 棟、商店看板等 3 棟、社会教育施設 2 棟、民有林等被害額 19,600 千円
		白 滝	農作物被害 畑 84. 8ha 営農施設等 1 5 棟、住宅一部破損 1 5 棟、公共施設破損 2 3 棟 民有林等被害額 91,224 千円
平成 17 年 12 月 26 日	大雪	生田原	営農施設 1 棟 被害額 5,000 千円
		白 滝	非住家被害 1 棟 被害額 8,000 千円
平成 18 年 1 月 20 日	火事	生田原	生田原水穂 町営住宅大和団地 4 号棟 1 号室にて発生焼死者 1 名
平成 18 年 4 月 21 日	融雪	町内全域	降り始めからの 12 時間降水量は、白滝 68 mm、丸瀬布 63 mm を観測、例年より遅い雪解けの影響も受けた。 床下浸水 5 棟、農地浸冠水 5 ha、農作物被害 畑 5 ha、畜産被害等 4 箇所、河川土砂堆積等 7 箇所、道路路面崩壊等 1 2 箇所、公立文教施設被害 1 箇所 被害額 11,288 千円
平成 18 年 8 月 4 日	集中豪雨	遠 軽	10 分間 10mm の集中豪雨により農作物倒壊 畑 63ha 被害額 2,785 千円
平成 18 年 8 月 18 日 ～19 日	停滞前線による大雨	町内全域	総降水量は、生田原 155 mm、遠軽 143 mm、丸瀬布 158 mm、白滝 165mm を観測、遠軽と丸瀬布では 8 月の日降水量の極値を白滝では年間の日降水量の極値をそれぞれ更新する記録的大雨となった。 湧別川水防警報発令、湧別川水位観測所（遠軽）最高水位 79. 85m（警戒水位 79. 30m）（丸瀬布）最高水位 178. 32m（警戒水位 176. 85m） 湧別川瀬戸瀬ダム放流量最大 653 トン 床下浸水 5 棟、農地被害 1 ha、農作物被害 畑 12. 1ha、営農施設被害等 4 箇所、河川護岸崩壊等 1 4 箇所、道路路肩崩壊等 1 9 箇所、橋梁護岸浸食等 4 箇所、公園土砂流入等 2 箇所、林道路肩崩落等 3 箇所、水道施設被害 2 箇所、清掃施設被害 2 箇所、火葬場被害 1 箇所、その他公共施設被害 7 箇所 被害額 67,129 千円

年 月 日	種 類	主な被害地域	被害状況
平成 18 年 10 月 7 日 ～ 9 日	低気圧による大雨	町内全域	総降水量は、生田原 218 mm、遠軽 299 mm、丸瀬布 213 mm、白滝 170mm を観測、丸瀬布と白滝では 10 月の日降水量の極値を生田原と遠軽では年間の日降水量の極値をそれぞれ更新、平年の 10 月月間雨量の 4 倍を超える記録的大雨となった。 湧別川水防警報発令、湧別川水位観測所（遠軽）最高水位 80.23m（警戒水位 79.30m）（丸瀬布）最高水位 178.94m（警戒水位 176.85m） 湧別川瀬戸瀬ダム放流量最大 804.7 トン 106 世帯 206 人に避難勧告発令 62 世帯 107 人が避難住宅一部破損 1 棟 1 世帯、床上浸水 2 棟 7 世帯、床下浸水 50 棟 53 世帯、農地流失等 18.13ha、農作物被害 畑 47.88ha、農業用施設被害 9 箇所、営農施設被害等 17 箇所、河川護岸崩壊等 58 箇所、道路崩壊等 78 箇所、橋梁護岸浸食等 10 箇所、公園土砂堆積等 8 箇所、林道法面崩落等 32 箇所、水道施設 8 箇所、清掃施設 4 箇所、火葬場 2 箇所、工業被害 1 箇所、公立文教施設 2 箇所、社会教育施設 2 箇所、社会福祉施設等 1 箇所、その他公共施設 25 箇所 被害額 657,381 千円 農業用施設の災害復旧事業について、平成 19 年 3 月 14 日付け政令第 46 号により、激甚災害の適用地域に指定
平成 19 年 7 月 23 日	集中豪雨	丸瀬布	倒木による停電 92 戸
平成 20 年 8 月 30 日	集中豪雨	生田原	降り始めからの 12 時間降水量は、39.5mm、床下浸水 1 棟
平成 22 年 1 月 20 日	大雪	白 滝	公共施設被害 1 箇所
平成 22 年 3 月 21 日	低気圧による強風	遠 軽 生田原 丸瀬布	最大瞬間風速、生田原 29.3m/s、遠軽 26.9 m/s 白滝 28.9 m/s を記録し日最大瞬間風速を更新した。 住宅一部損壊 7 棟、営農施設被害等 34 箇所、公共施設損壊 21 箇所、倉庫、物置、車庫の破損等 23 箇所、倒木被害等 12 箇所、被害額
平成 23 年 8 月 6 日	降雹及び突風	生田原	降水量は、生田原旭野地区では 1 時間の雨量が 37.0mm を観測、農作物被害 22ha、道路崩落等 3 箇所、被害総額 3,000 千円
平成 23 年 8 月 26 日	集中豪雨	遠 軽	大雨による一般家庭の灯油タンクの転倒による湧別川への灯油流出被害
平成 23 年 9 月 2 日	台風 12 号による大雨	遠 軽	24 時間総降水量 101mm を観測、道路路面洗掘、側溝閉塞、法面崩壊等 25 箇所、河川護岸崩壊等 14 箇所、公立文教施設等 2 箇所、被害総額 40,763 千円
		生田原	24 時間総降水量 124mm を観測、9 月の日降水量の極値を更新する大雨となった。道路路面洗掘、路肩崩壊、法面崩壊等 11 箇所、河川護岸崩壊等 4 箇所、公立文教施設等 1 箇所、被害総額 8,873 千円
		丸瀬布	24 時間総降水量 122mm を観測、路面洗掘、側溝閉塞、路肩崩壊等 5 箇所、河川護岸崩壊等 4 箇所、農地流出 1 箇所、農作物被害 3 箇所、公立文教施設等 2 箇所、被害総額 4,120 千円
		白 滝	24 時間総降水量観測史上最大の 176mm を観測、9 月の日降水量の極値を更新する大雨となった。橋梁崩壊による孤立の可能性のある 6 世帯 15 人に避難指示発令、路面洗掘、側溝閉塞、法面崩壊等、19 箇所、河川護岸崩壊等 2 箇所、橋梁崩壊 1 箇所、農作物被害 7 箇所、公立文教施設等 1 箇所、被害総額 33,854 千円

年 月 日	種 類	主な被害地域	被害状況
平成 25 年 8 月 20 日	短時間の暴風雨	遠 軽	1 時間降水量 56mm という激しい雨を観測し、観測値を更新する雨となった。路面洗掘、側溝閉塞、法面崩壊、河岸洗掘、暴風による倒木等 1 6 箇所、倒木による停電 1 4 2 戸、農作物被害 4 箇所、被害総額 10,710 千円
		丸瀬布	1 時間降水量 23mm を観測、路面洗掘、法面崩壊 3 箇所、被害総額 1,560 千円
平成 27 年 7 月 31 日 ～8 月 1 日	大 雨	生田原	河川増水、土砂堆積 2 箇所
		遠 軽	降り始めからの降水量は、90.5 mm、町道路面洗掘、法面崩壊、増水による河岸洗掘
		丸瀬布	降り始めからの降水量は、115.0mm 道路冠水 路面洗掘、法面崩壊、側溝洗掘、土砂堆積、JR 線路（河川横断部）床盛土流失
		白 滝	降り始めからの降水量は、90.5 mm、町道路面洗掘、
平成 27 年 10 月 2 日	暴 風	町内全域	網走・北見・紋別地方では前線の通過前には南の風が、通過後には西風が強くなった。遠軽町では、最大瞬間風速 23.9m を記録した。墓地倒木による墓石破損 4 基、公共施設屋根破損 10 箇所、被害額 2,658 千円 デントコーン、ストコーン、青しそ倒伏、125.6h 被害額 18,643 千円
平成 28 年 1 月 19～ 21 日	記録的な大雪	町内全域	網走、北見、紋別地方は発達した低気圧の影響で記録的な大雪となり、19 日夕方から 21 日夜にかけて、強い風と雪が降り、遠軽町では記録的な大雪となった。 降り始め（18 日から 21 日）からの降雪量、白滝地域 103cm、遠軽地域 63cm、白滝地域では、19 日の日降雪量 71cm、20 日の最深積雪 124cm、1993 年（平成 5 年）の統計開始以来、第 1 位の値を更新した。人的・物的被害はなかったが、75 歳以上の高齢者・独居老人の安否確認を実施、生田原地域（113 世帯）、遠軽地域（650 世帯）、丸瀬布地域（63 世帯）、白滝地域（55 世帯）
平成 28 年 8 月 16 日 ～8 月 18 日	台風 7 号	町内全域	総降水量は、生田原 329.5 mm、遠軽 308.0 mm、丸瀬布 377.5 mm、白滝 384.0mm を観測、各地域において、8 月の月の降水量の極値をそれぞれ更新、平年の 8 月月間雨量の 2 倍を超える記録的大雨となった。 湧別川水防警報発令、湧別川水位観測所（遠軽）最高水位 79.34m（氾濫注意水位 79.30m）（丸瀬布）最高水位 178.94m（警戒水位 176.85m）、生田原川水防警報発令、生田川水位観測所（生田原中央）最高水位 174.44m（氾濫注意水位 174.43m）湧別川瀬戸瀬ダム放流量最大 898.5 トン、農地流失等 190.0ha、農業用施設被害 11 箇所、河川護岸崩壊等 27 箇所、道路崩壊等 110 箇所、橋の崩落 2 箇所、公園墓地流出土砂堆積等 21 箇所、林道法面崩落等 12 箇所、社会教育施設 2 箇所、その他公共施設 9 箇所、橋梁護岸崩落、河川下流道路決壊による孤立のおそれによる白滝地域（1 世帯 2 名）自主避難 被害額 479,539 千円 平成 28 年 9 月 2 日付け政令第 309 号により、激甚災害の適用地域に指定
平成 28 年 8 月 20 日 ～8 月 22 日	台風 11 号		
平成 28 年 8 月 22 日 ～8 月 23 日	台風 9 号		
平成 28 年 8 月 30 日 ～8 月 31 日	台風 10 号		

年 月 日	種 類	主な被害 地域	被害状況
平成30年7月3日～ 7月5日	低気圧による大雨	町内全域	降り始めから3日間の降水量は生田原172mm、遠軽131mm、丸瀬布184mm、白滝167mmを記録 湧別川水防警報発令、湧別川水位観測所（遠軽）最高水位79.41m（氾濫注意水位79.30m）、生田原川水防警報発令、生田川水位観測所（生田原中央）最高水位174.60m（氾濫注意水位174.43m） 道路崩壊等47箇所、河川護岸崩壊等7箇所、公園浸水被害等3箇所、被害総額37,381千円 ※道道遠軽芭露線いわね大橋が湧別川の洪水により橋脚が沈下したため上部が損傷した

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章では防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び防災気象情報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

第1節 組織計画

本町内における防災会議の組織、運営、災害時における体制は、この計画の定めるところによる。

第1 遠軽町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく遠軽町防災会議条例（平成17年遠軽町条例第182号）第3条第5項に定める者を委員として組織され、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その推進を図るとともに、本町の地域内に災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集し、関係機関相互の連絡調整等を行うものである。

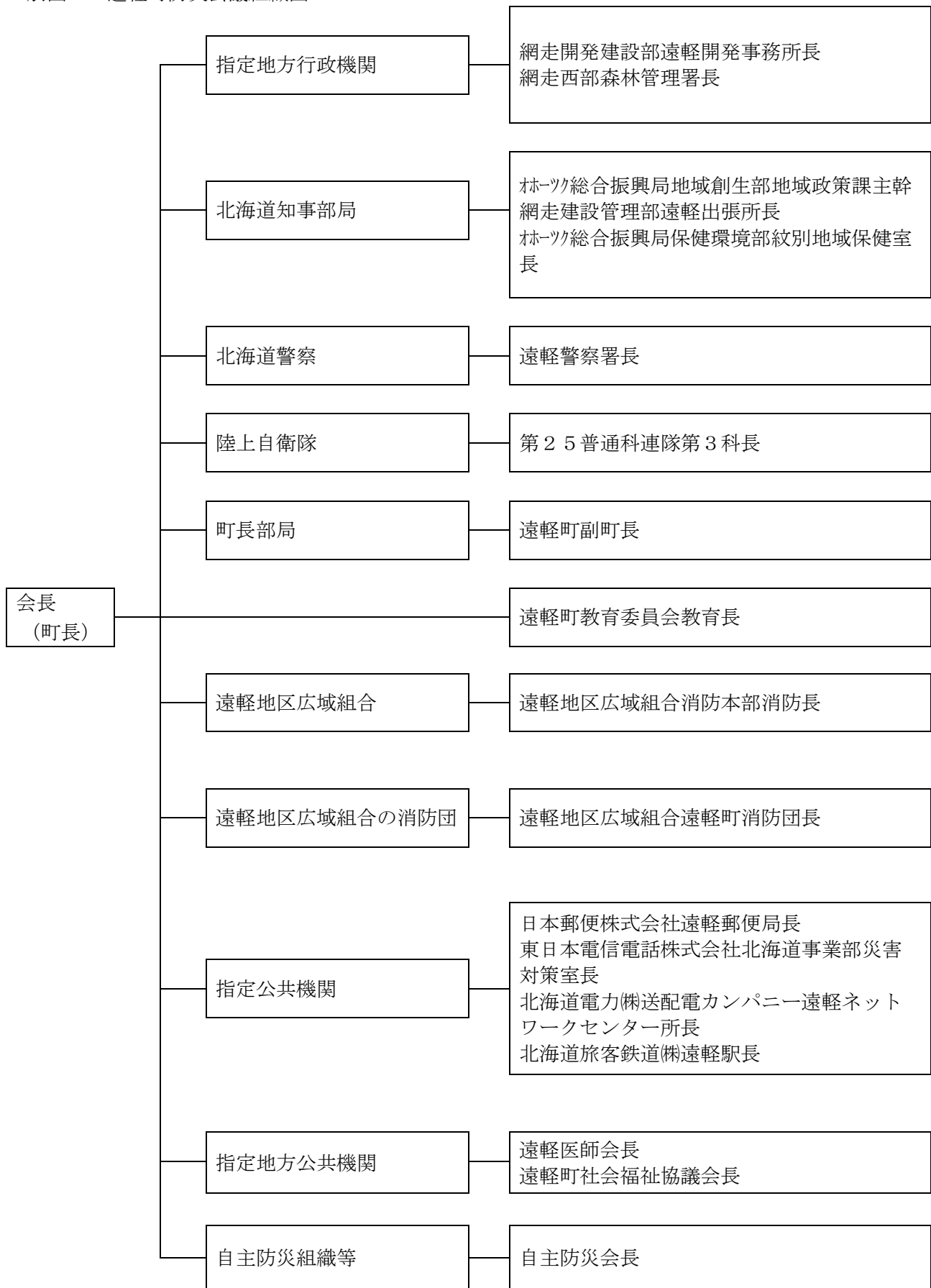
1 町防災会議の組織

町防災会議の組織は、別図1のとおりである。

2 町防災会議の運営

遠軽町防災会議条例の定めるところによる。

別図1 遠軽町防災会議組織図



第2 応急活動体制

町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条及び遠軽町災害対策本部条例（平成17年遠軽町条例第183号）の規定に基づき、町防災会議と密接な連絡のもと、本部を速やかに設置するなど、災害予防及び応急対策を総合的に実施する。

1 警戒体制会議の設置

町長は、次のような災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1にある者をもって情報の収集及び今後の対応について協議をするため、警戒体制会議を招集するものとする。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 震度4の地震が発生したとき。
- (3) 火災、爆発によりさらに延焼等が予測され、所要の対策が必要と認められるとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれが解消すると認められるとき若しくは本部が設置されたときは、本会議は解散するものとする。

別表1 警戒体制会議参集者一覧

副町長、教育長、総務部長、民生部長、経済部長、技監、教育部長、議会議務局長、総合支所長、遠軽地区広域組合消防署長
--

2 本部の設置等

(1) 本部の設置基準

本部は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は、次の各号に該当し、町長が必要と認めるときに遠軽町役場本庁舎内に設置する。ただし、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、災害の発生状況に応じて適宜判断し、他施設に本部を置く。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。

ウ 気象、地象及び水象に関する警報が発せられ、その必要が認められたとき。

(2) 地域支部の設置

本部が設置された場合において、その災害の状況に応じた地域的な防災活動を実施するため、町長が必要と認めるときに各総合支所庁舎内に地域支部を設置し災害応急対策を行う。

(3) 廃止

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害対策活動が完了した場合に本部を廃止する。

(4) 通知

町長は、本部を設置したときは、直ちに本部員に周知するとともに、速やかに関係機関に通知する。

なお、廃止した場合は、設置の場合に準ずるものとする。

3 本部の組織等

(1) 組織

本部の組織は別図2のとおりとする。

なお、本部長は各班長を予め指定しておくものとする。

(2) 業務分担

ア 本部長

本部長は、本部の事務を総括し、本部員及びその他の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長は、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部の各部及び各班の業務分担は、別表2のとおりとする。

4 本部の運営等

(1) 本部・支部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び各対策部長をもって組織する。

イ 支部員会議は、地域対策部長及び地域対策副本部長をもって組織する。

ウ 本部・支部員会議は、災害対策本部・支部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実務に当たるものとする。

(2) 本部・支部連絡員

本部・支部連絡員は、すべての班の班長をもってあて、情報全般及び災害対策遂行上の調整を図る。

5 現地災害対策本部

本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

- (1) 現地災害対策本部は、遠軽町災害対策本部条例に基づき、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって組織する。
- (2) 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- (3) 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長を補佐し、現地における災害対策の推進に当たる
- (4) 本部長は、現地災害対策本部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員及び関係機関に通知する。
- (5) 本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地災害対策本部を廃止する。

6 職員の動員配備

本部は、災害を最小限度に防止するため、迅速に非常配備体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、必要と認めるときは非常配備体制をとることができる。

(1) 非常配備基準と体制

非常配備基準と体制は、次のとおりである。ただし、災害の規模及び特性に応じ、基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

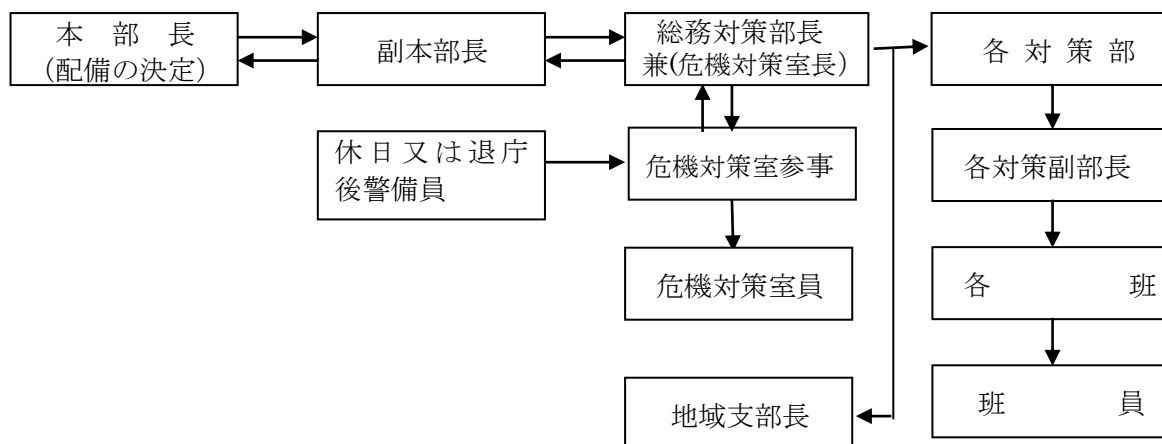
配備種別	配備時期	配備内容	担当部	任務
警戒配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 その他必要により本部長が当該警戒配備を指令したとき。	情報連絡のため危機対策室をもって当たるものとし、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	総務対策部 危機対策室	1 情報の収集及び伝達 2 関係機関との連絡調整
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のため各対策部の部長、副部長をもって当たるものとし、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	総務対策部 民生対策部 経済対策部 教育対策部 地域対策部	1 情報の収集及び伝達 2 関係機関との連絡調整 3 応急措置の実施
第2非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各班の所要の人員をもって当たるもので、災害発生とともにそのまま直ちに非常活動開始できる体制とする。	全対策部	1 情報の収集及び伝達 2 関係機関及び各対策部との連絡・連携 3 応急措置の実施
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全対策部	1 災害対策業務の実施

(2) 本部職員等に対する伝達方法

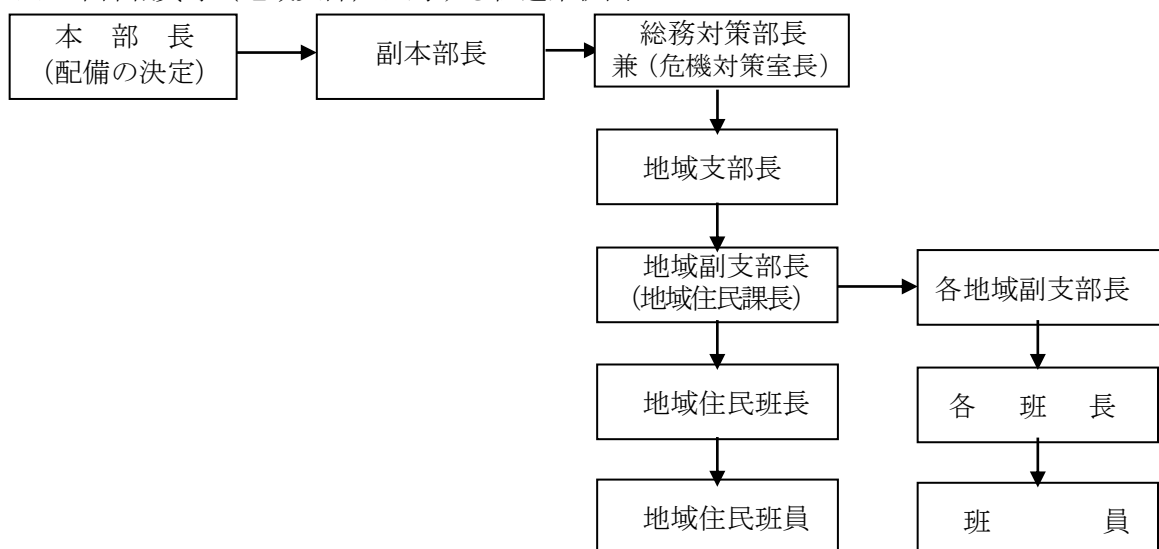
ア 平常執務時の伝達系統

職員の動員は、本部の配備体制にしたがって本部長の決定に基づき、総務対策部長が各対策部長に対して庁内放送、電話等で行う。

※ 本部職員等に対する伝達系統図



※ 本部職員等（地域支部）に対する伝達系統図



イ 休日及び夜間の伝達系統

警備員は、次の情報を受けたときは、危機対策参事に連絡する。

- (ア) 災害発生のおそれのある防災気象情報等が関係機関等から通報され、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- (ウ) 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。
- (エ) 各班及び各課は、職員の動員が迅速に行えるよう「非常参集連絡網」を作成し、常に備えて置くものとする。

(3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき又は災害が発生、あるいは災害発生のおそれがあるときは、所属長と連絡し、あるいは自らの判断により登庁する。

(4) 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により部長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、現場の状況を所属班長及び本部員に報告するとともに指示を受け、現場での指揮監督を行うものとする。

(5) 配備体制の確立報告

本部長の指示に基づき、各班が配備体制を確立したときは、各班長は直ちに本部長に報告するものとする。

(6) 各班別動員要請

災害時の状況及び応急措置の推進により、本部長は、必要に応じて各班の所属する班員を他の班に応援させるものとする。

災害の状況により、応援を必要とする班にあっては、班長が総務班長を通じて本部長に申し出し、必要な応援を受けるものとする。

7 非常配備体制後の活動

(1) 本部長は、非常配備を決定したときは、直ちにその旨を各対策部長に通知する。

(2) 本部長より通知を受けた各対策部長は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告するものとする。

(3) 各対策部長は、職員の動員が迅速かつ適確に行われるよう、常に体制の整備をしなければならない。

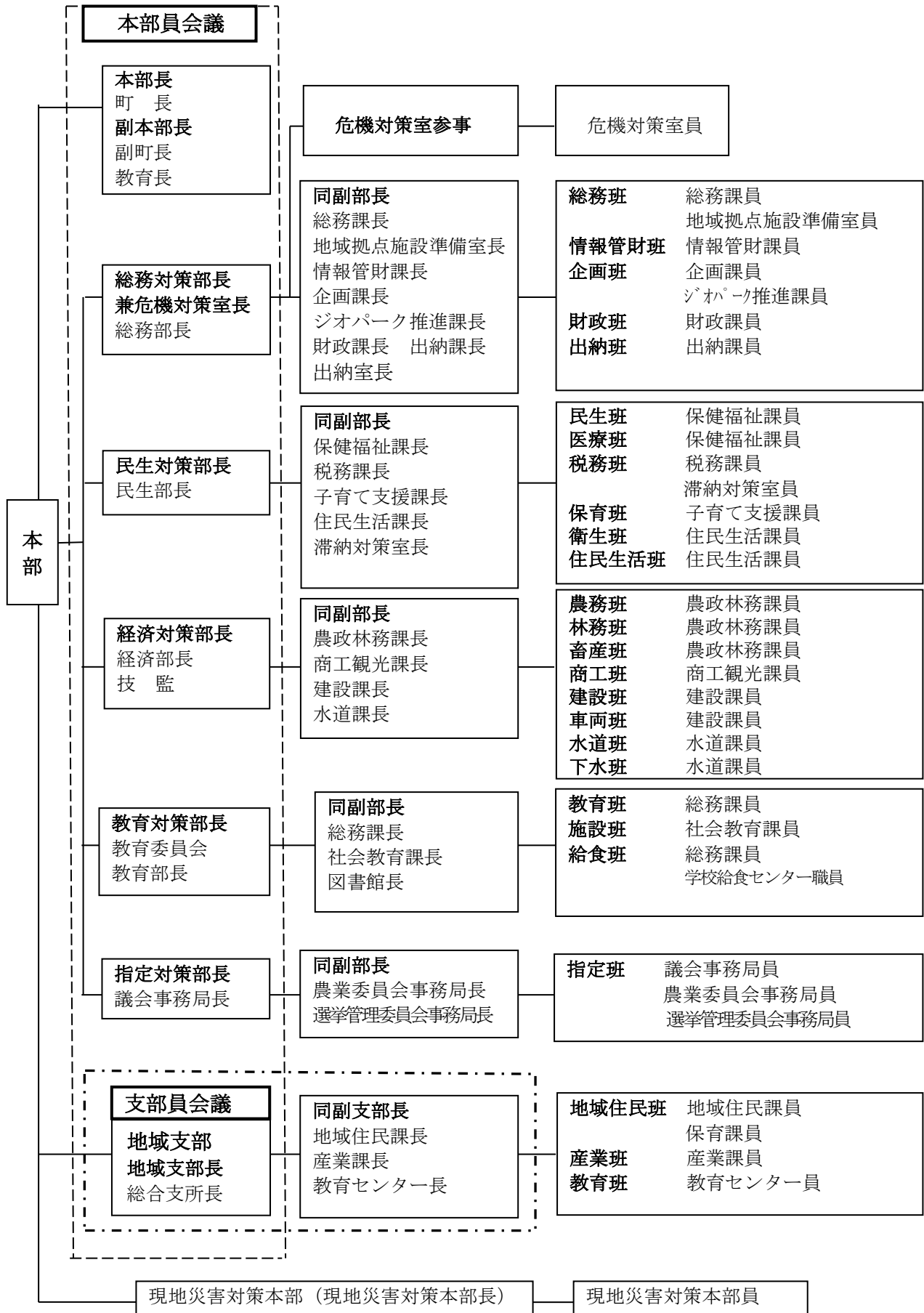
(4) 非常配備体制下の活動は、おおむね次のとおりとする。

配備種別	活動内容
警戒配備	1 危機対策室長は、本部長の配備指令を受け、危機対策室員をもって体制をとる。 2 危機対策室長は、網走地方気象台その他関係機関と連絡をとり、防災気象情報の収集を実施する。
第1非常配備	1 総務対策部長は、本部長の配備指令を受け、各対策部長に通知する。 2 総務対策部長は、網走地方気象台その他関係機関と連絡をとり、防災気象情報、対策通報等を関係対策部長に伝達する。 3 総務対策部長は、雨量、水位等に関する情報を関係機関から収集するものとする。 4 各対策部長は、総務対策部長からの情報や連絡に即応し、情勢に対応する措置をとるものとする。 5 第1非常配備に就く職員は、各自の所属する対策部に待機するものとする。
第2非常配備	1 本部長は、本部の機能を円滑にし、非常配備体制を確立するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 2 各対策部長は、情報の収集と伝達体制を強化する。 3 総務対策部長は各対策部長及び関係機関との連携を密にし、緊急措置について本部長に報告するものとする。 4 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 (1) 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせるものとする。 (2) 装備、資材、物資、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地へ配置するものとする。 (3) 各対策部及び関係機関との連絡を密にし、活動体制を整備するものとする。
第3非常配備	各対策部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に逐次報告するものとする。

8 消防機関に対する協力要請

遠軽地区広域組合消防本部・遠軽地区広域組合消防署・遠軽地区広域組合遠軽町消防団（以下「消防機関」という。）の災害時における活動については、消防計画によりその実施に当たるものであるが、消防機関に対する協力要請は、遠軽地区広域組合管理者又は消防本部消防長に対して行うものとする。

別図2 災害対策本部の組織



別表2 災害対策本部の業務分担

(本部)			(地域支部)	
部名	班名	業務分担	部(班)名	業務分担
総務対策部	総務班	1 災害対策の総括に関する事 こと。	地域支部 地域住民班	1 地域災害対策の総括に関する 事。
	危機対策室	2 防災会議その他関係機関との 連絡調整に関する事。		2 地域対策部の運営に関する 事。
		3 災害対策本部の設置及び廃 止に関する事。		3 庁内の非常配備体制に関する 事。
		4 避難の勧告及び指示に関する 事。		4 防災気象情報の収集、伝達 に関する事。
	地域拠点施設 準備室	5 庁内の非常配備体制に関する 事。		5 地域支部の被害状況調査の 取りまとめ総括及び報告に関 する事。
		6 防災気象情報の収集、伝達 に関する事。		6 支所職員の動員計画及び非常 招集に関する事。
		7 自衛隊の派遣要請依頼に関 する事。		7 本部との人員調整に関する 事。
		8 北海道及び他市町村に対す る応援要請に関する事。		8 災害時の労働力確保に関する 事。
		9 被害状況調査の取りまとめ 総括及び報告に関する事。		9 町有財産の被害調査及び応 急対策に関する事。
		10 職員の動員計画及び非常招 集に関する事。		10 町有財産の緊急使用に関す る事。
		11 各地域支部との人員調整に 関する事。		11 災害時の車両(産業課所管の ものは除く)の確保に関する 事。
	情報管 財班	12 災害時の労働力確保に関す る事。		12 庁舎の災害対策に関する 事。
13 本部長及び副本部長の秘書 に関する事。		13 災害対策の要望及び陳情に 関する事。		
14 災害見舞、視察者に関する 事。		14 避難の勧告及び指示の伝達 に関する事。		
15 部内の連絡調整に関する 事。		15 災害の広報に関する事。		
16 各対策部との連絡調整に関 する事。		16 被害状況等の撮影及び記録 に関する事。		
企画班	17 その他各部、各班に属さ ない事項	17 報道機関との連絡調整に関 する事。		
	1 町有財産の被害調査及び応 急対策に関する事。	18 被災地及び避難所の広報活 動に関する事。		
	2 町有財産の緊急使用に関す る事。	19 災害に係る相談に関する 事。		
	3 災害時の車両(建設課所管 のものは除く)の確保に関す る事。	20 地域支部内の連絡調整に関 する事。		
企画班	4 庁舎の災害対策に関する 事。	21 本部との連絡調整に関する 事。		
	1 災害対策の要望及び陳情に 関する事。	22 災害救助法に基づく救助活 動全般に関する事。		
	2 避難の勧告及び指示の伝達 に関する事。	23 避難所の開設に関する事。		
	3 災害の広報に関する事	24 被災者名簿の作成に関する 事。		
	4 被害状況等の撮影及び記録 に関する事。	25 被災者の避難誘導に関する 事。		

部 名	班 名	業務分担	部(班)名	業務分担
総務対策部	企画班	5 報道機関との連絡調整に関する こと。 6 被災地及び避難所の広報活 動に関する こと。 7 災害に係る相談に関する こと。	地域支部 地域住民班	26 被災者への食料品の供給及 び生活必需品の給与、貸与に 関する こと。 27 被災者及び災害応急対策従 事者の炊き出しに関する こと。 28 災害救助物資及び義援金の 募集、配分に関する こと。 29 災害弔慰金、見舞金等の支 給、災害援助資金の貸付に関 する こと。 30 防災ボランティアの受け入 れに関する こと。 31 行方不明者の捜索に関する こ と。 32 死体の処理及び埋葬に関す る こと。 33 被災者の生活保護指導に関 する こと。 34 社会福祉施設の被害調査及 び応急対策に関する こと。 35 要配慮者支援に関するこ と。 36 災害時における医療及び助 産に関する こと。 37 医療班の編成及び巡回診療 に関する こと。 38 医療救護所の運営に関する こ と。 39 災害時の医薬品の確保及び 供給に関する こと。 40 感染症の予防に関する こと。 41 被災者に対する保健指導及 び栄養指導に関する こと。 42 保健医療施設の被害調査及 び応急対策に関する こと。 43 被災者に対する町税の減免 及び徴収猶予に関する こと。 44 固定資産等の被害調査に関 する こと。 45 り災証明に関する こと。 46 保育所の被害調査及び応急 対策に関する こと。 47 保育園児等の避難誘導に関 する こと。 48 被災地の環境保全及び公害 対策に関する こと。 49 被災地の防疫に関する こと。 50 災害時の衛生資材の確保及 び供給に関する こと。 51 災害時における清掃及び廃 棄物の処理に関する こと。
	財政班	1 災害対策の予算措置及び経 理に関する こと。 2 災害応急及び復旧対策に要 する資金計画に関する こと。 3 災害応急対策等に要する資 材、物品の購入計画に関する こ と。		
	出納班	1 災害時の出納事務に関する こ と。		
民生対策部	民生班	1 災害救助法に基づく救助活 動全般に関する こと。 2 避難所の開設に関する こと。 3 被災者名簿の作成に関する こ と。 4 被災者の避難誘導に関する こ と。 5 被災者への食料品の供給及 び生活必需品の給与、貸与に 関する こと。 6 被災者及び災害応急対策従 事者の炊き出しに関する こと。 7 災害救助物資及び義援金の 募集、配分に関する こと。 8 災害弔慰金、見舞金等の支 給、災害援助資金の貸付に関 する こと。 9 防災ボランティアの受け入 れ及び調整に関する こと。 10 行方不明者の捜索に関する こ と。 11 遺体の処理及び埋葬に関す る こと。 12 社会福祉協議会、日本赤十 字社等との連絡調整に関する こ と。 13 被災者の生活保護指導に関 する こと。 14 社会福祉施設の被害調査及 び応急対策に関する こと。 15 要配慮者支援に関するこ と。 16 部内の連絡調整に関する こ と。		

部 名	班 名	業務分担	部(班)名	業務分担
民生対策部	医療班	1 災害時における医療及び助産に関すること。 2 医療班の編成及び巡回診療に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 災害時の医薬品の確保及び供給に関すること。 5 ホック総合振興局保健環境部紋別地域保健室との連絡調整に関すること。 6 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関すること。 7 感染症の予防に関すること。 8 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること。	地域支部 民生班	52 衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。 53 被災地の交通安全対策に関すること。 54 災害時の防犯に関すること。 55 住民組織等との連絡調整に関すること。 56 住民生活施設の被害調査及び応急対策に関すること。 57 その他各班に属さない事項
	税務班	1 被災者に対する町税の減免及び徴収猶予に関すること。 2 固定資産等の被害調査に関すること。 3 被災証明に関すること。		
	保育班	1 保育所・児童館の被害調査及び応急対策に関すること。 2 保育園児等の避難誘導に関すること。		
	衛生班	1 被災地の環境保全及び公害対策に関すること。 2 被災地の防疫に関すること。 3 災害時の衛生資材の確保及び供給に関すること。 4 災害時における清掃及び廃棄物の処理に関すること。 5 衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 家庭動物の収容調整		
	住民生活班	1 被災地の交通安全対策に関すること。 2 災害時の防犯に関すること。 3 住民組織等との連絡調整に関すること。 4 住民生活施設の被害調査及び応急対策に関すること。		
経済対策部	農務班	1 農地、農作物及び農業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災農家の援護及び応急対策に関すること。 3 被災農作物の防疫に関すること。 4 農作物種苗等生産資材の確保に関すること。 5 救農事業の実施に関すること。	地域支部 産業班	1 農地、農作物及び農業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災農家の援護及び応急対策に関すること。 3 被災農作物の防疫に関すること。 4 農作物種苗等生産資材の確保に関すること。 5 救農事業の実施に関すること

部 名	班 名	業務分担	部(班)名	業務分担
経済対策部	農務班	6 災害用主要食料の調達に関する事 こと。	地域支部 産業班	6 災害用主要食料の調達に関する事 こと。
	林務班	1 林地、林産物及び林業施設の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 2 山火事予消防に関する事 こと。 3 応急融資に関する事 こと。 4 被災林野の病害虫の防疫に関する事 こと。		7 林地、林産物及び林業施設の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 8 山火事予消防に関する事 こと。 9 被災林野の病害虫の防疫に関する事 こと。 10 家畜の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 11 被害家畜の防疫に関する事 こと。 12 家畜飼料の確保に関する事 こと。 13 被災地の死亡獣畜の処理に関する事 こと。 14 商工業者の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 15 観光関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 16 災害時の消費物資の確保に関する事 こと。 17 災害時の物価対策に関する事 こと。 18 道路、橋梁、河川等土木施設の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 19 災害時の建築相談及び指導に関する事 こと。 20 応急仮設住宅等の建築に関する事 こと。 21 震災建築物応急危険度判定業務に関する事 こと。 22 交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関する事 こと。 23 災害にあった公営住宅の復旧に関する事 こと。 24 土木建設機械の運用に関する事 こと。 25 災害応急資材の調達、配分、備蓄に関する事 こと。 26 障害物除去に関する事 こと。 27 被災者、避難者等の輸送配車に関する事 こと。 28 応急、復旧資材の輸送に関する事 こと。 29 救援物資、医薬品等の輸送に関する事 こと。 30 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 こと。
	畜産班	1 家畜の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 2 被害家畜の防疫に関する事 こと。 3 家畜飼料の確保に関する事 こと。 4 被災地の死亡獣畜の処理に関する事 こと。		
	商工班	1 商工業者の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 2 被災商工業者の融資に関する事 こと。 3 観光関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 4 災害時の消費物資の確保に関する事 こと。 5 災害時の物価対策に関する事 こと。		
	建設班	1 道路、橋梁、河川等土木施設の被害調査及び応急対策に関する事 こと。 2 災害時の建築相談及び指導に関する事 こと。 3 応急仮設住宅等の建築に関する事 こと。 4 震災建築物応急危険度判定業務に関する事 こと。 5 交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関する事 こと。 6 災害にあった公営住宅の復旧に関する事 こと。 7 土木建設機械の運用に関する事 こと。 8 災害応急資材の調達、配分、備蓄に関する事 こと。 9 障害物除去に関する事 こと。 10 部内の連絡調整に関する事 こと。		
	車両班	1 被災者、避難者等の輸送配車に関する事 こと。		

部 名	班 名	業務分担	部(班)名	業務分担
経済対策部	車両班	2 応急、復旧資材の輸送に関する事。 3 救援物資、医薬品等の輸送に関する事。	地域支部 産業班	31 応急給水及び飲料水の供給に関する事。 32 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 33 終末処理場の被害調査及び応急対策に関する事。
	水道班	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急給水及び飲料水の供給に関する事。		
	下水班	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 終末処理場の被害調査及び応急対策に関する事。		
教育対策部	教育班	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災学校の児童生徒の保護計画及び実施に関する事。 3 被災学校の医療及び防除に関する事。 4 被災学校の児童生徒に対する学用品、教材、教科用図書等の支給に関する事。 5 被災児童生徒の応急教育対策に関する事。 6 災害時の学校経営対策に関する事。 7 部内及び各学校等との連絡調整に関する事。	地域支部 教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 文化財の保護及び応急対策に関する事。 4 給食施設の保全及び応急対策に関する事。 5 被災者及び災害応急対策従事者への炊き出しに関する事。
	施設班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 文化財の保護及び応急対策に関する事。		
	給食班	1 給食施設の保全及び応急対策に関する事。 2 被災者及び災害応急対策従事者への炊き出しに関する事。		
指定対策部	指定班	1 本部長の指定する各対策部への応援協力に関する事。		

第2節 気象情報等伝達計画

暴風、豪雨、豪雪、洪水等異常な気象、地象（地震、火山を除く。）及び水象等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するために必要な気象、地象（地震、火山を除く。）及び水象（地震に密接に関するものを除く）等の特別警報、警報、注意報並びに防災気象情報の収集・伝達方法等に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 特別警報、警報、注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報、警報、注意報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、特別警報、警報、注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

- 1 特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準は、別表1及び別表2のとおりである。
- 2 総務部危機対策参事は特別警報、警報、注意報及び気象情報等の伝達を受けたとき、又は災害に至る可能性のある情報を知ったときは、別図1の系統により速やかに防災関係機関や職員に連絡する。ただし、連絡の必要がないと判断した情報は、その全部又は一部を省略することができる。
なお、夜間休日は警備員が受け、総務部危機対策参事に報告するものとする。

別表1 特別警報、警報、注意報の種類

1 気象特別警報、警報・注意報

(1) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強風の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合
暴風	数十年に一度の強風の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(2) 気象警報

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(3) 気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による雪害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を行う。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

2 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地滑りなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地滑りなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

3 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

4 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

5 水防活動用の気象予報及び警報

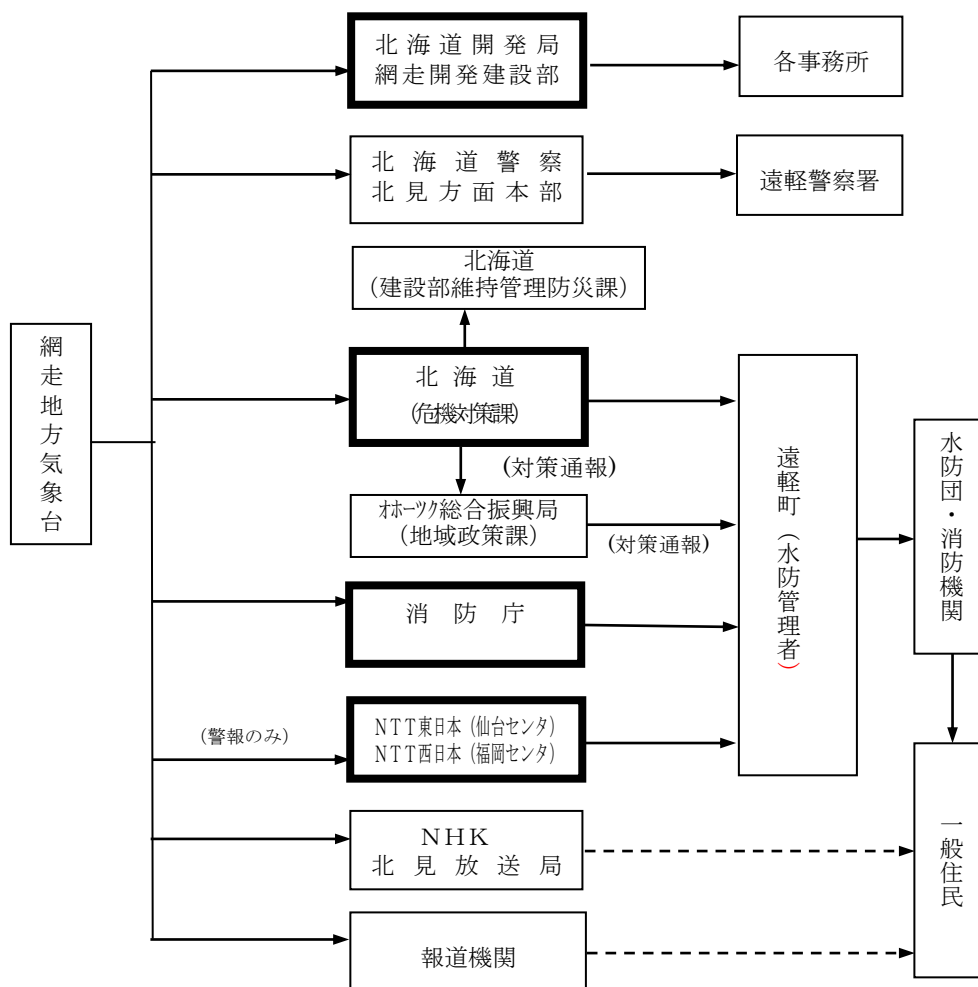
水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

(2) 伝達



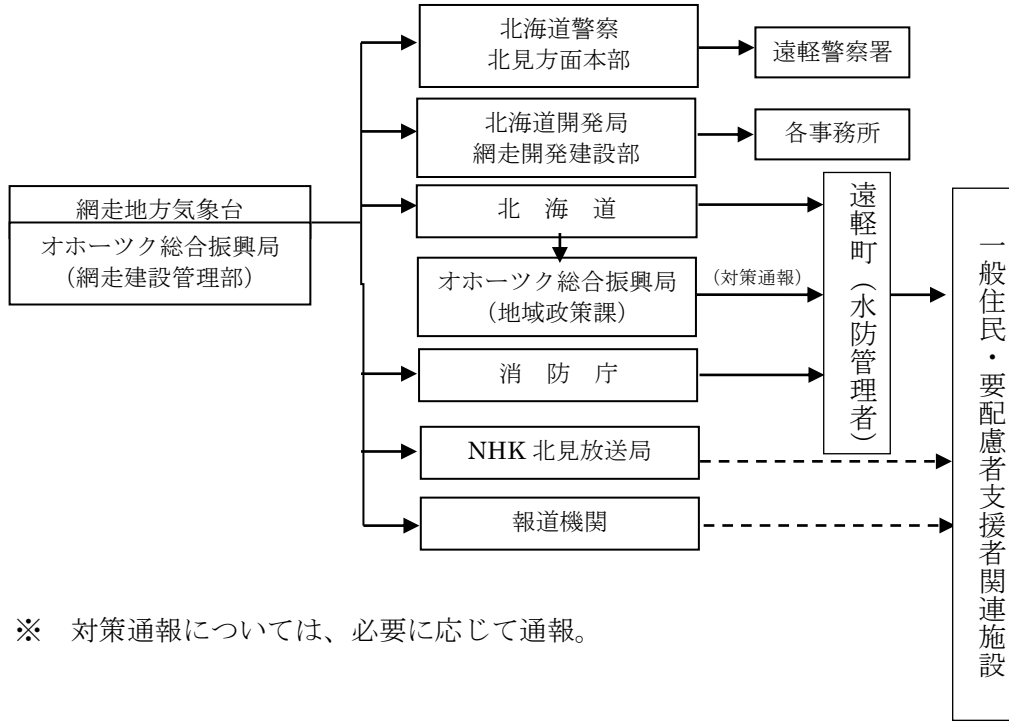
(----- は放送・無線)

※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第3号、4号の規定に基づく法定伝達先。
(気象業務法第14条第1項から第3項)

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、オホーツク総合振興局と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

伝達は次の系統により行う。



※ 対策通報については、必要に応じて通報。

7 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のためあらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報。網走地方気象台と網走開発建設部が共同で発表する。

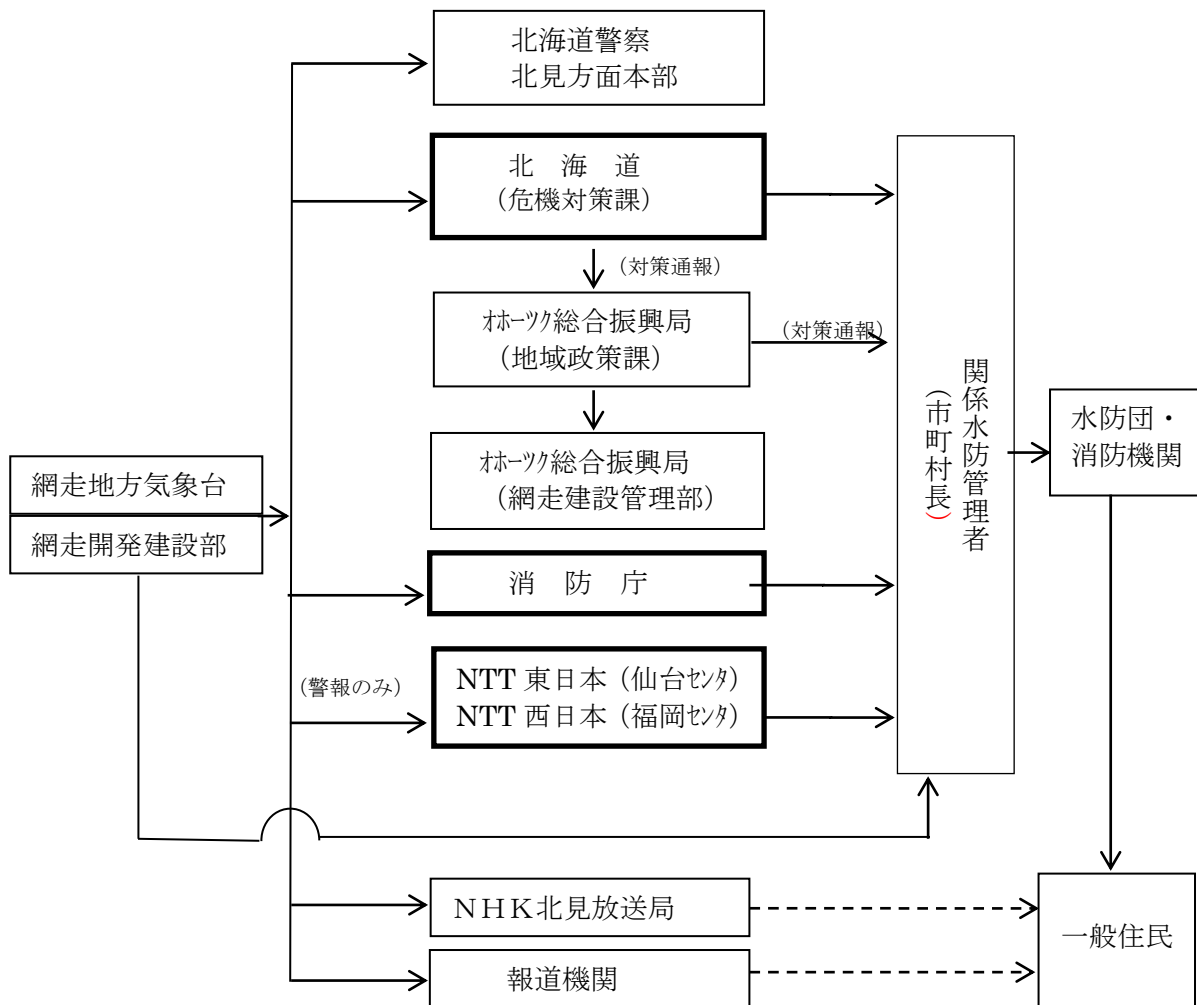
(1) 指定河川

水系名	河川名	洪水予報区	
		左 岸	右 岸
湧別川	湧別川	自 遠軽町清川496番地先 至 海	自 遠軽町野上153番地先 至 海

(2) 種類及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫発生した時に発表される。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表される。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。

(3) 伝達系統



(- - - - は放送)

※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第4号の規定に基づく法定伝達先。(気象業務法第15条第項)

8 水防警報 (水防法第16条)

水防警報指定河川についての水防警報は北海道開発局網走開発建設部またはオホーツク総合振興局網走建設管理部が発表し、指定する河川及び伝達は次のとおりとする。

(1) 国土交通大臣が水防警報を行うために指定した河川

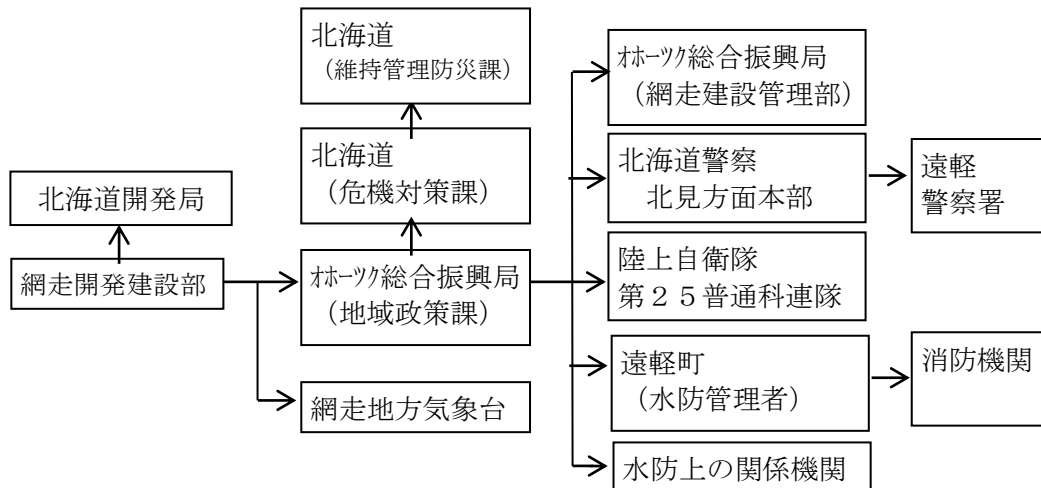
水系名	河川名	関係市町村
湧別川	湧別川	遠軽町、湧別町

(2) 北海道知事が水防警報を行うために指定した河川

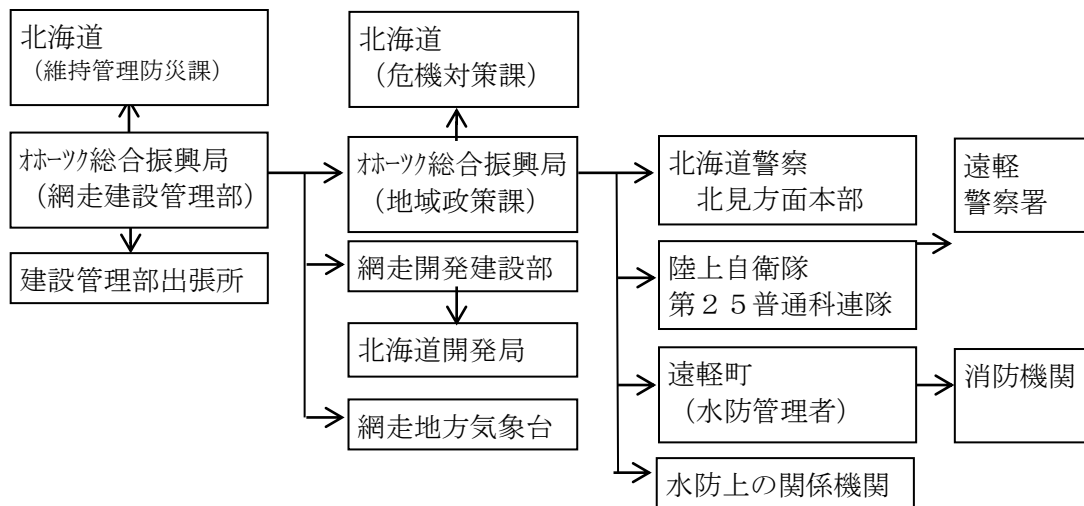
水系名	河川名	関係市町村
湧別川	生田原川	遠軽町

(3) 伝達系統図

ア 網走開発建設部が発表する場合



イ オホーツク総合振興局網走建設管理部が発表する場合



9 火災気象通報（林野火災気象通報）

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、網走地方気象台から北海道に通報するものとする。通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができるものとする。また、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行う。

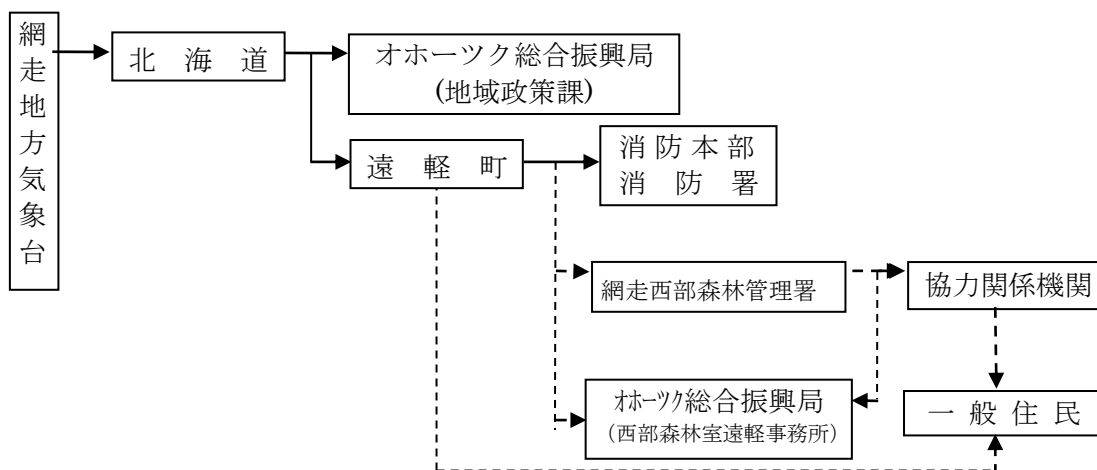
(1) 通報基準

地域名 (一時細分区域名)	通報基準
紋別地方	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下、若しくは、平均風速が1.2m/s以上と予想される場合。

※ 紋別小向（アメダス）の観測地は西～北西の風においては1.5m/s、雄武特別地域気象観測所の観測値は西南西の風においては1.5m/sを目安とする。

※ 上記通報基準の平均風速は陸上を対象とした予測である。また、平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 伝達系統図



(----- 林野火災発生通報のみ。)

10 気象情報等

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっている時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

別表2 特別警報、警報、注意報基準

1 特別警報基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強風の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合
暴風	数十年に一度の強風の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

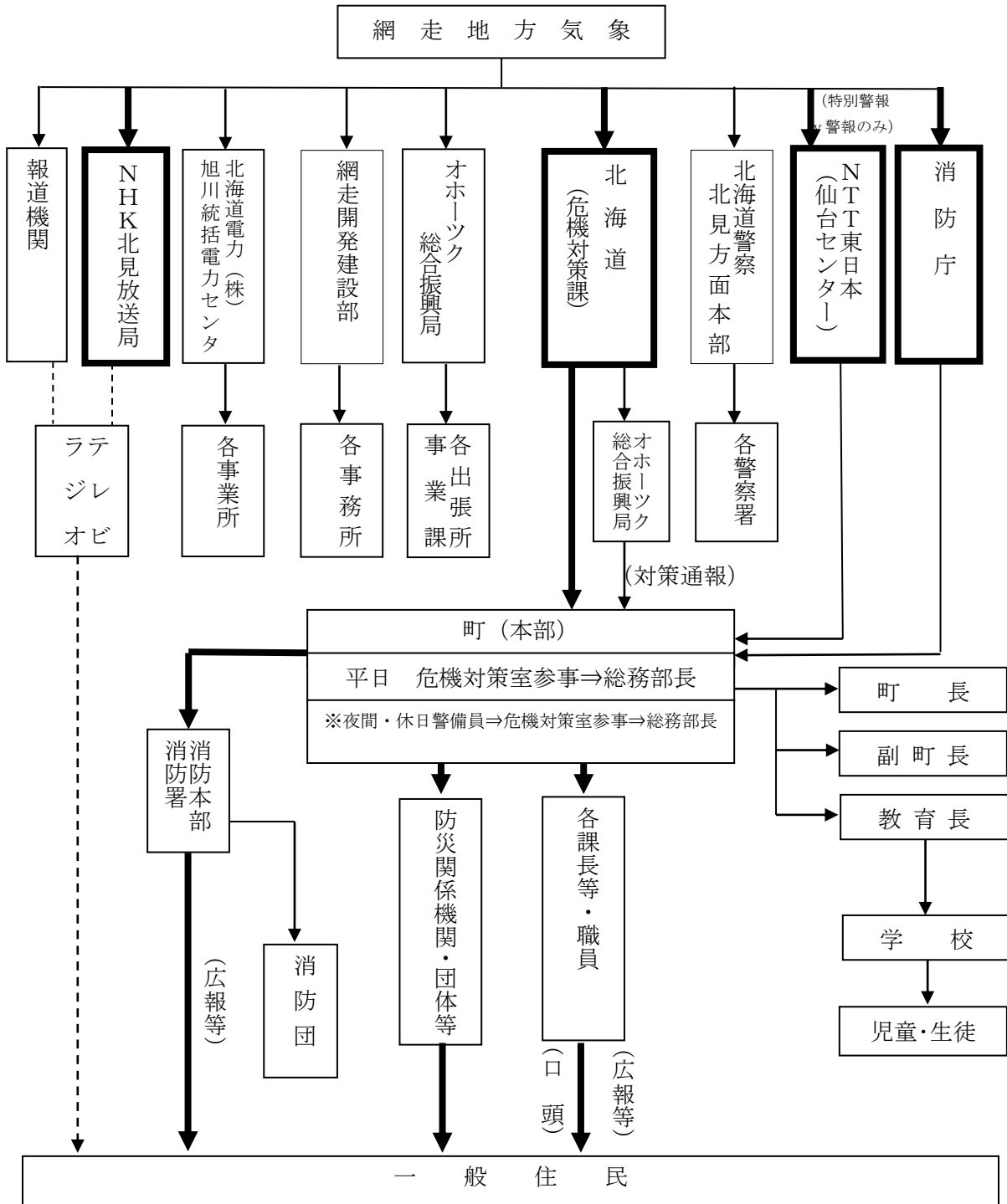
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指数を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

2 警報、注意報基準

遠軽町	府県予報区	網走・北見・紋別地方		
	一次細分区域	紋別地方		
	市町村等をまとめた地域	紋別南部		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	11	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	湧別川流域=39.8 サナブチ川流域=11.6 生田原川流域=17、丸瀬布川流域=19.7、 浦島内川流域=9.5、武利川流域=23.7 支湧別川流域=18.7	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	湧別川[遠軽]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪による指定障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	75	
	洪水	雨量基準	—	
		流域雨量指数基準	湧別川流域=31.8 サナブチ川流域=9.2 生田原川流域=13.6、丸瀬布川流域=15.7、 浦島内川流域=9.5、武利川流域=18.9 支湧別川流域=14.9	
		複合基準 ※1	生田原川流域= (5、11.5) 丸瀬布川流域= (5、10.6)	
		指定河川洪水予報による基準	湧別川[遠軽]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪による指定障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度 30% 実行湿度 60%		
	なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温	5 月～10 月：（平均気温） 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
	着氷	—		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm		

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

別図1 気象予報警報等の伝達系統図



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。(気象業務法第15条第1項)

➡ (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知義務が義務付けられている伝達

- -> 無線、放送

「気象等に関する特別警報」が発表された場合、携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信

※対策通報については、必要に応じて通報。

※夜間休日について

1 特別警報、警報及び注意報を受領したときは、警備員はただちに危機対策室参事に連絡し、その旨当日誌に記載すること。

2 危機対策室参事は、総務部長に連絡し、総務部長は町長の指示を受けること。